平成２２年（フ）第８２１号
仙台市宮城野区幸町３丁目11番３号　第１小西ビル403
債務者　熊谷　美和
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
仙台市青葉区高松３丁目17番30号　Ｂ２―302号、住民票上の住所仙台市青葉区福沢町５番41―106号
債務者　高橋　睦子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
仙台市泉区将監９丁目２番11―302号
債務者　武山　光貴
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
仙台市泉区向陽台２丁目13番22号　ファミール向陽台102
債務者　川原　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
秋田県大館市長坂字下岱46番地24、前住所秋田県秋田市金足小泉字潟向17番地24　メゾン・M・106
債務者　髙杉　那美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５４号
秋田県大館市字長木川南10番地２、前住所秋田県大館市根下戸字小館花尻181番地４
債務者　浅利　芳男
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５５号
秋田県大館市字長木川南10番地２、前住所秋田県大館市根下戸字小館花尻181番地４
債務者　浅利　勇子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第８２号
群馬県桐生市相生町１丁目524番地13　フレアレザン中林Ｅ211、住民票上の住所群馬県桐生市相生町２丁目963番地の59
債務者　渡邊亜希子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５０５号
千葉市美浜区稲毛海岸２丁目２番30―805号
債務者　高松　　清
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１９号
千葉県市川市大洲２丁目13番４号　コミヤコーポ１号
債務者　作佐部　勝
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９０号
千葉市花見川区花見川４番８棟103号
債務者　深井みゆき
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０９号
千葉県八千代市吉橋2751番地
債務者　川原　茂弘
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２２号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住３棟30606号
債務者　増田　孝一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４０号
千葉市花見川区長作町1108番地の11
債務者　石川　良太
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４７号
千葉県船橋市高根台３丁目３番243棟105号
債務者　田村　久男
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６０号
千葉県市原市旭五所27番地８
債務者　工藤　　久
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６２号
千葉県市川市本行徳３番２号　海老原ハイツ102号
債務者　山口由紀夫
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係